
プロジェクト	実務対応 －仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	第 106 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 106 回実務対応専門委員会（2017 年 7 月 18 日開催）で議論された仮想通貨に係る会計上の取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。
2. 事務局の提案に対し、次の意見が聞かれた。

会計上の論点の分析（仮想通貨の売却損益の認識時点）

3. 会計上の取扱いを決定する際に、認識時点や認識の中止の時点を決めないことは、重要な要素が抜け落ちたことになると考えられる。
4. たとえば、仮想通貨交換業者内の自主的なルール等の決定により、当該時点を決定するための拠り所となるものが決まっていくことは考えられないか。また、売却損益の認識時点について、仮に各社の判断に委ねるのであれば、会計方針等に売却時点に関する注記を行うことは対応可能ではないか。
5. 各仮想通貨交換業者がそれぞれ異なる内容の約款を用いているのであれば、原則として売買契約に基づき権利が移転した時点として定めておき、各仮想通貨交換業者の相違点については会計方針の開示で補うことで、比較可能性が確保できるのではないか。
6. 各仮想通貨交換業者が約款に基づいて顧客と売買取引を行っているのであれば、売買契約の成立時点で認識すればよいのではないか。

会計上の論点分析（顧客からの預かり資産（仮想通貨）に関する会計処理）

（顧客からの預かり仮想通貨に係る資産及び負債の認識について）

7. 仮想通貨の所有権に関して法的な取扱いが明確でなく、顧客の預け資産に係る保護の観点からも、取扱業者での顧客からの預かり資産について資産・負債ともオンバランスするという事務局案に賛成である。
8. 顧客の預け資産である仮想通貨について保護される法律上の取扱いが無いとすると非常に不安定な状況であると考えられるが、今後どのように変わっていくかについ

て分かれば教えてほしい。

会計上の論点分析（仮想通貨の期末評価）

（活発な市場の判断基準）

9. 活発な市場の有無を判断することは実務上難しいと考えられることから、仮想通貨は現金に類似する面もあるため、原則として、全ての仮想通貨を時価評価して差額を損益で認識すると整理したほうがよいのではないか。
10. 仮想通貨に活発な市場があるかどうかを確認する取引所の範囲を海外にまで広げることは、本邦通貨との取引相場が存在しない可能性などを踏まえても、範囲が広すぎると考えられる。
11. どの市場のどの市場価格を使うのかを決定することや活発な市場の水準を決定することを、金融機関ではない一般の事業会社に求めるのは、実務上困難ではないかと考えられる。
12. 活発な市場について定義を行うことは困難であると考えられ、現実的には何らかの形で活発な市場の有無の判断の指標を継続的に適用するような方法しかないのではないか。

（活発な市場が存在する仮想通貨の時価の算定方法）

13. 最も活発な取引が行われている取引所を検索することは、監査上の観点も含め、検証の負荷が非常に大きいと考えられ、決算期ごとに参照する取引所も変化し得るため継続性もないこととなるのではないか。
14. 自己の取引所が一番活発に取引されている場合に、独立性の観点から自己の取引所の相場を市場価格として使用できないのは、他の取引業者が参照している価格と相違することからも疑問が残る。
15. 複数の市場において評価対象の仮想通貨が取引されているのであれば、その仮想通貨交換業者が最も取引を行っている市場の価格を使用するなどの選択肢を認めてもよいのではないか。

（活発な市場が存在するとは言えない仮想通貨の減損処理）

16. 減損した仮想通貨が処分見込額を回復した場合や活発な市場が存在することとなった場合の取扱いをどのように考えるのか。

以 上